

●香川県公告第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第五百四十一号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ牟礼・パルサンコー牟礼店別館

木田郡牟礼町牟礼九九四番ほか

三 法第八条第一項の規定により牟礼町から聴取した意見の概要

開店後、国道及び町道の店舗駐車場進入口及び出口付近における交通渋滞が予想されるため、警備員の数を増員する等し、事故を起こさないよう対処すること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年一月三十日（金曜日）から同年三月一日（月曜日）まで